

という形で文書ができています。きょう検討すると案ではなくなる、そういうことか。

梶井 さきほどのお話だと、最終的とりまとめは、60年度ということになるのか。

中江 きょう時間の関係もあるし、議論がつきない場合、あらためておうかがいしたいし、はっきり報告として農林水産省に提出する正式なものは、できれば60年度早い機会にと思っている。

稲本 実質的な内容は、きょう、この案で議論すればいいのか。

梶井 まだいろいろ疑問点が残っているということがあるとすれば、あとでメモを出していただいて、それを整理して追加するなりなんなりという形で、最終稿をまとめるということにしたい。

稲本 文章的表现は簡潔にまとめられている。もう少し、文章的に肉づけがあったほうがいいんじゃないかという感じがする。

梶井 このあとの質疑で、この表現では簡潔すぎて非常に他義的に解釈されて、誤解を招くおそれがあるという個所があれば、その辺のところは肉づけというか、そういう他義的解釈が出ないような表現にするということは、必要になってくるだろうね。

(2) 残されている2つの問題

中江 さきにご説明したけれども、大きくいって問題が二つばかり残っている。稲本先生の前のご意見の場合、永久改良というのは認めないほうがいい、30年ぐらいでどうかというご提案があったが、それをどうさばくか、ここでは60年としているが、その問題である。同時にうかがいたいのは、フランスの場合、18年だったか、それ以上は認めないといったような制度がある。それはいかなる趣旨なのかということをお聞きしたい。前の研究会でも議論が出たが、よくわからなかった点だ。

それから4の(注1)で書いた、土地改良法で増価額といった場合、すべての投資の回収が終わったあとでも、増価額が現存すれば有益費償還請求がありうるのかという点である。民法原則でいえば、賃借人の損失が消滅し、不当利得が存在しな

くなれば当然に請求権は消えるだろうという考え方ととの関連、こういうことをお聞きしたかった。30年というのも、いまのべた請求権が消滅するということと関わりがあるのかどうか、よくわからなかったが、どうもそんな感じでご説明をうかがったような感じもする。

梶井 いまのは、計算方式に入る前の問題だ。稲本さん、いまの点を……。

(3) 永久改良の考え方

稲本 永久改良というものを認めると、計算上、やや異質の部分が残ってしまう。全体を簡易に計算するためには、相当長期の期間をあてはめてそれによって永久改良について話をつける。あまり短くはいけないが、永久とはこういうものだという当事者間の一般的な合意があるだろうということで、60年ぐらいでどうだろうか。永久的に効果は残るとしても、他方では陳腐化の問題が出てくるわけだから、どこかで線を引かなければならないだろう、こういう便宜的な観点が一つ。

それからもう一つは、土地改良の場合の公費負担部分も、まさに改良効果を生み出すから、それによって増価が生ずるわけで、その増価の帰属はどうするか。ちょっと次元は違うが、この増価は、土地所有者の利得というように考えるべきなのか、それからはずして考えるべきかという問題がある。

これまで土地所有者の利得と考えるという議論も、かなり有力ではあったと思うけれども、私はむしろ、その部分と参加者の負担分とは分けて考えたい。特定の地主にこれだけの金を、財産の増価として与えるというような補助ではない。1枚の圃場に限らない、それを含む、またそれを単位とするそのあたり一帯の農地整備のために公的な資金が特別に、償還とかまたは融資の返却とかいうこととは違う配慮から行われるというふうに考えれば、これは個人資産の増価をもたらすものでないと割り切ったほうがよい。

しかしそのような投資がなされることによって、こんど参加者負担部分についての増価が、現実が発生しうる。6割、7割という補助があることによって、参加者